

2021年12月29日

東京都生活文化局消費生活部企画調整課  
意見募集担当者 様

東京都中野区中央 5-41-18（東京都生協連会館）  
電話 03-6304-8661  
東京消費者団体連絡センター

## 東京都消費生活基本計画中間のまとめに対する意見

1 【該当箇所】 政策2 不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成 1 悪質事業者の指導・処分の強化 (3) 今後の取組の方向性 (36ページ)

【意見】 特定商取引法の契約書面を電磁的方法で交付する場合は、政省令で定められた要件を満たした上で提供することを事業者徹底させる。また、政省令に違反した事業者に対して指導・処分する、ことを(3) 今後の取組の方向性の中に項目を立てるか、「国や他県との連携の強化」に加筆してください。

契約書面を電磁的方法での交付が可能となることが令和3（2021）年6月に公布された改正特定商取引法に盛り込まれました。現在、消費者庁において「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」が設置され「消費者からの承諾の取り方」や「電磁的方法による提供の在り方」等について検討が行われており、令和5（2023）年春から夏の施行が予定されています。

契約書面の電磁的方法による交付が可能になった場合、特に高齢者が事業者に言われるままに本意でない承諾をしてしまい契約内容が分からなくなってしまうなど、新たな消費者被害が発生することが懸念されます。時を同じく令和5（2023）年度からスタートする今回の基本計画の改定に当たりこの件に関する記載が必要であると考えます。

2 【該当箇所】 政策4 消費者教育の推進と持続可能な消費の普及 1 成年年齢引下げに対応した消費者教育 (44ページ～47ページ)

【意見】 これまで成年年齢引下げを契機とした強化学業の一つである消費者コーディネーターの活用により生徒の理解、意識付けに、より高い効果が得られたことは評価できます。しかし、若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備やマルチ商法等への対策、実践的な消費者教育の実施など改正民法成立時になされた附帯決議に示された施策の実現はいまだに不十分な状況にあります。(3) 今後の取組の方向性で示された「教育現場に対する啓発活動の強化」「教育プログラムの充実による学校現場への支援強化」「幅広い主体に対する消費者教育の実施」を前倒しして令和4（2022）年度より実施することが必要であると考えます。

3 【該当箇所】 政策4 消費者教育の推進と持続可能な消費の普及 2 急速なデジタル化など社会状況の変化を踏まえた消費者教育 (3) 今後の取組の方向性 (49 ページ)

【意見】 全ての消費者に行き届く教育の確保という観点から、今後も講座を参集型とオンラインの併用で開催されると思います。自宅でオンライン講座を視聴できない方のために区市町村の消費生活センターの会議室で同時視聴できるという環境も必要ではないでしょうか。消費者教育の拠点である東京の全ての消費生活センターにおいて Wi-Fi 等の通信環境を完備することを加筆してください。

以上